

報 第 4 4 号

専決処分報告について

(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について)

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年(2021年)10月8日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 25 号

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市が自動車賃貸借契約に基づき賃借した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年（2021 年）9 月 29 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額(256,894円)のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 256,894